令和６年度 山形県中学校新人体育大会 基本要項

１　趣　旨

本大会は、スポーツ活動における温かい人間関係の育成、個性の伸長、人間性の陶冶等教育の場とし、新人のこれまでの成果を試す機会とする。

２　主　催

山形県中学校体育連盟　　山形県教育委員会　　(公財)山形県スポーツ協会
山形県競技団体　　開催地市町村　　開催地市町村教育委員会

３　後　援

山形新聞・山形放送

４　主　管

山形県中学校体育連盟専門部　　開催地区中学校体育連盟　　開催地競技団体

５　期　日

屋内外競技ともに１０月の第３土曜日　　令和６年１０月１９日（土）　＊予備日２０日（日）
※　ただし、相撲専門部は別日程で実施する。

６　競技運営

(1)　各競技の運営は、県中体連専門部と開催地競技団体と提携してこれにあたる。
(2)　県中体連主催(共催)大会基準に準じた企画運営にあたる。
(3)　南北ブロック大会１日、決勝大会１日の範囲で実施する。
(4)　「県中体連主催事業実施における新型コロナウイルス感染症及びその他の流行性感染症拡大防止に関する推奨事項について」を参考に、適切に感染症対策を実施する。

７　参加資格

(1)　学校教育法第１条に規定する中学校※かつ本県中学校体育連盟加盟校に在籍する第１学年・第２学年の生徒で、競技要項により大会資格を得、校長が参加を認めた者。
※　本連盟では、「中学校」とは中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程または特別支援学校の中学部とする。
(2)　一連の大会（予選会を含むから県中新人大会まで）の参加者は、全競技を通じて一人一競技の参加とする。
(3)　チーム編成については学校単位とするが、団体競技において単独チーム編成困難校については、「救済措置」の趣旨から「山形県中学校体育連盟主催大会における複数校合同チーム参加規程」に基づき複数校合同チームの参加特例を認める。
(4)　過年齢生徒の参加については、体力的、技術的要因が大きく関わると考え、満１５歳に達する年度まで出場できるものとする。
(5)　各単位中体連からの出場数については、競技別実施要項による。
(6)　参加資格の特例　Ｐ３参照

８　引率者及び監督等

(1)　学校における引率者・監督は、当該校の校長・教員・部活動指導員とする。ただし、部活動指導員は教育委員会設置要項を満たしていなければならない。
※　ここでいう「部活動指導員」は、学校教育法施行規則第７８条の２に示されている者であり、学校設置者により任用されている者をいう。
(2)　外部・校外コーチは当該校の校長が認めた者とする。ただし、中学校教職員・校長・部活動指導員が他校の外部・校外コーチとしてベンチに入ることは認めない。また、団体競技においては、同一人が複数校・複数チームの外部・校外コーチにはなれない。
(3)　その他の団体において、同一競技内において、中学校体育連盟が主催する大会（予選を

含む）で監督、コーチとして登録できるチームは１校(チーム)のみであること。

(4) 地域クラブ活動における引率者及び監督は、当該チームの責任ある代表者または指導者とする。

(5) 本大会に出場するチーム・選手の引率者・監督・コーチ・トレーナー等は、活動の指導中における暴力・体罰・セクハラ等により任命権者または学校設置者から懲戒処分を受けていない者であることとする。また、外部の指導者は校長から暴力等に対する指導措置を受けていないこととする。校長はこの点を確認して、大会申込書を作成する。また、地域クラブ活動においても、指導者に暴力等がないことを代表者が確認して、大会申込書を作成すること。何らかの形で虚偽や暴力等の事実が判明した場合は、参加を認めない。

(6) 外部・校外コーチを帯同する場合は、所定のコーチ確認書（校長承諾書）を参加申込と一緒に提出する。

９　申込規定

(1) 山形県中学校体育連盟ＨＰ内「山形県中学校新人体育大会参加申込サイト」より申し込むこと。

(2) 競技別参加申込は、各競技により申し込み方法が異なるため、各競技要項や参加申込サイトを十分に確認の上、申し込むこと。

【申込〆切】　令和６年１０月７日（月）正午まで

※これ以降はサイトには入れない

※〆切に遅れたもの及び所定の様式でないものは受け付けない

【申込データ】① 競技別参加申込書【ＷＥＢ申し込み　もしくは　データのアップロード】

② コーチ等確認書　　【ＰＤＦダウンロード→記入・押印しアップロード】

③「令和６年度 山形県中学校体育連盟　地域クラブ活動 登録証」の写し

※　②は該当学校のみ提出／③は地域クラブ活動のみ提出

１０ 参加料

(1) 参加料は、選手一人につき６００円とする。

※ 当日会場の受付にて提出すること。

(2) 参加申込後の出場辞退や欠場の場合における参加料の返金は行わない。

１１ 表　彰

県中体連会長による表彰とし、各競技の南北大会と決勝大会のそれぞれ第３位まで賞状を授与する。（賞状は県中体連事務局で準備する。）

１２ 開催地

(1) 開催前年度の第２回理事会までに開催地を決定する。

(2) 開催地同士の折衝で交換することができる。ただし、開催前年度２月の理事長・専門委員長会で最終的に決定する。

(3) 特別な事情により、開催地を変更する場合は、開催年度６月までに代替地を選定しておく。

１３ その他

(1) 大会要項は、各専門部と開催地区で原案を作成し、開催年５月理事会で決定する。

(2) 「山形県中学校新人体育大会開催基準要項」（県中体連「会報」・県中体連ＨＰに記載）に従って実施するものとする。

(3) 自然災害や感染症等により大会が実施されなかった場合については、競技専門部と実行委員会で協議・決定し、できるだけ速やかに参加校に連絡する。また、その際の上位大会出場校（選手）の決定方法については、各専門部において別に定める。

「参加資格の特例」

◎学校教育法第１３４条の各種学校在籍生徒

① 学校教育法第１３４条の各種学校（１条校以外）に在籍し、各県中学校体育連盟の予選会に参加を認められた生徒であること。

◎地域クラブ活動に所属する中学生

① 地域クラブ活動に所属し、各競技団体等に参加を認可された生徒、もしくは推薦された生徒であること。

※ ただし、各競技要項に記載してある細則に従うこと。

② 参加を希望する各種学校・地域クラブ活動は、以下の条件を具備すること。

ア 山形県中学校新人体育大会の参加を認める条件

(ア) 山形県中学校体育連盟の目的及び長年にわたる活動を理解し、それを尊重すること。

(イ) 生徒の年令及び修業年限が我が国の中学校と一致している（中学校に在籍している生徒であること）。

(ウ) 参加を希望する各種学校等にあっては日常継続的に当該顧問教員の指導のもとに、また地域クラブ活動にあっては代表者、指導資格を有する指導者の指導のもとに、適切に行われていること。

(エ) 『学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン』（令和４年１２月２７日スポーツ庁・文化庁発出）の「Ⅱ 新たな地域クラブ活動」を遵守していること。

(オ) 当該競技を管轄する都道府県団体に登録されていること。かつ同じ内容で山形県中学校体育連盟に登録していること。（②のみ対象）

(カ) 予選会となるすべての大会において、競技役員や審判など運営上必要な事項に協力すること。

(キ) 地域クラブ活動で中学校体育連盟主催大会に参加する場合、在籍中学校での大会参加は認めない。その逆も同様である。（②のみ対象）

イ 山形県中学校新人体育大会に参加した場合に守るべき条件

(ア) 大会開催基準、基本要項、各競技要項を守り、出場する競技種目の大会申し合わせ事項に従うとともに、大会の円滑な運営に協力すること。

(イ) 大会参加に際しては、各種学校等においては責任ある当該校校長・教員・部活動指導員が、地域クラブ活動においては責任ある代表者・指導者が生徒を引率すること。また、万一の事故発生に備え、傷害保険等に加入するなどして、万全の事故対策を立てておくこと。

(ウ) 大会開催に要する経費については、必要に応じて応分の負担をすること。

(エ) 団体競技における地域スポーツ団体名での出場は１チームのみとする（複数のチームは参加できない）。（②のみ対象）

ウ チーム編成の条件（東北中体連独自の取決め）

(ア) 団体競技(種目)に参加する際には、同一県内中学校に在籍する選手でチーム編成することとし、県境を越えたチーム編成は認めない。

エ 参加を認めない場合

(ア) 予選を含めた大会参加申込に際して、参加条件に虚偽の内容が判明した場合は参加を認めない。

※１ 上記特例②以降について、令和５年４月１日より適用する。

※２ 上記特例②以降については、専門部ごとに大会参加に関する細則を加えることができる。

※３ 上記特例②以降については、今後も検討を続けていく。